

平均標準報酬月額について

健康保険法第47条の規定による、当組合に加入する事業所の平成28年9月30日現在おける全被保険者の報酬月額を平均した額(平均報酬月額)及び平成29年度の平均標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

記

- 1. 平成28年9月30日現在の平均報酬月額 337,773円
- 2. 平成28年度における平均標準報酬月額(等級) 340,000円(24等級)
- 3. 適用時期 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

<注意>上記2. の平均標準月額は、任意継続被保険者の平成29年度における上限額として 適用されるものです

以上